

平成25年9月10日開催

# 議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

平成25年9月10日(火) 午後2時 田辺市役所別館 3階 大会議室

農業委員数39名

出席者35名

|            |           |           |
|------------|-----------|-----------|
| 1番 峯 宏好    | 3番 山本 芳雄  | 4番 浅井 洋司  |
| 5番 市橋 宗行   | 6番 向日 一義  | 7番 前田 登   |
| 8番 森 敦孝    | 9番 船本 幸雄  | 10番 丸屋 弘吉 |
| 11番 小谷 清雅  | 12番 田和 芳雄 | 13番 山下 繁一 |
| 14番 中山 敏久  | 15番 瀧本 和明 | 16番 杉若 陽一 |
| 17番 泉 雅行   | 18番 坂本 一馬 | 19番 横尾 泰行 |
| 20番 小山 茂廣  | 21番 那須 京子 | 22番 那須 克  |
| 23番 上森 力   | 24番 原 さだ  | 25番 玉置 伸  |
| 27番 溝口 健治  | 28番 上中 悠司 | 29番 坂本 茂久 |
| 32番 長嶺 博司  | 33番 川井 洋之 | 34番 中村 洋子 |
| 35番 矢敷 勇氣男 | 36番 松本 忠巳 | 37番 峯園 五郎 |
| 38番 石谷 強   | 39番 蔭地 明一 |           |

欠席者

2番 玉置 俊裕 26番 鈴木 直孝 30番 松窪 俊英  
31番 岡上 達

事務局

局長 愛須 誠 農地係長 小倉 淳志 主査 松平 忠敏

会議録署名委員

19番 横尾 泰行 20番 小山 茂廣

議長

それでは、定刻になりましたので始めさせていただきます。非常に暑かった気候も若干しのぎやすくなりまして、秋の収穫前の大変忙しい時期ではありますけども、ご出席をいただきまして有難うございます。国民の念願でありました、2020年の東京オリンピックの開催も決まったという事で、チームワークの勝利かなという事でありまして、7年間の夢は実現されたという事でありまして、それに向かって日本も動いていく事だろうと思っておりますけども、それまでの間、我々も直面している課題が沢山ございます。当面TPPの問題、また消費税の問題等ですね、いろんな事が予測されまして、どういう施策が展開されるか非常に、興味のあるところでありまして、景気も浮上しているという事でありまして、我々農家経済が非常に低迷をしているところでもありますので、どうなっていくか非常に心配なところがございます。その中でも、本日は〇〇〇で1ヘクタールを超える大きな転用がございます。皆様方、慎重にご審議をいただければと思っておりますので、どうぞ本日はよろしくお願ひしたいと思います。はい、それでは、早速でございますけども、本日の欠席委員さんは、2番の玉置俊浩委員さん、26番の鈴木直孝委員さん、30番の松窪俊英委員さん、31番の岡上達委員さんの4名の委員さんから欠席の届が出ております。それでは、農用地利用集積計画の合意解約、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定の申し出がございますので事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 尾崎

皆様こんにちは、まず始めに農用地利用集積計画の合意解約から報告します。1番、田辺市〇〇〇字〇〇〇〇、地目は畑、面積は4,055㎡です。

貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は、平成25年8月13日です。2番、田辺市〇〇〇字〇〇〇〇、地目は畑、面積は89㎡、他6筆、合計面積は1,378㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は、平成25年8月19日です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は畑、面積は904㎡、他2筆、合計面積は1,657㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は、平成25年8月21日です。以上、3件報告させていただきます。続きまして田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の191㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借水稲、期間は平成25年10月1日から平成30年9月30日の更新です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、他5筆、田の3,199㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水田、梅、みかん、期間は平成25年10月1日から平成26年9月30日の更新です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、他3筆、畑の1,670㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間3万円の口座払い、期間は平成25年10月1日から平成26年9月30日の更新です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の242㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成25年10月1日から平成26年9月30日の更新です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の1,383㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成25年10月1日から平成26年9月30日の更新です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、他3筆、畑の2,753㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成25年10月1日から平成26年9月30日、新規です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、他3筆、畑の1,332㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間2万6千円の口座払い、期間は平成25年10月1日から平成26年9月30日、更新です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の887㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借のイチゴ、年間5万円の口座払い、期間は平成25年10月1日から平成30年9月30日、更新です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、他6筆、畑の1,378㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間2万1千円の口座払い、期間は平成25年10月1日から平成31年9月30日、新規です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、他2筆、畑の1,657㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成25年10月1日から平成31年9月30日、新規です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の4,951㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間3万円の口座払い、期間は平成25年10月1日から平成31年9月30日、新規です。12番、〇〇〇字〇〇〇〇、他3筆、畑の3,791㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間3万7千円の口座払い、期間は平成25年10

月1日から平成31年9月30日、新規です。13番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の4,055㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成25年10月1日から平成31年9月30日、新規です。14番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の671㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成25年10月1日から平成28年9月30日、新規です。15番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の155㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成25年10月1日から平成27年9月30日、新規です。16番、〇〇〇字〇〇〇〇、他3筆、田の1,071㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成25年10月1日から平成30年9月30日、新規です。17番、〇〇〇字〇〇〇〇、他5筆、田の3,003㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成25年10月1日から平成35年9月30日、新規です。18番、〇〇〇字〇〇〇〇、田の466㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成25年10月1日から平成28年9月30日、新規です。合計18件、51筆、32,855㎡、貸手14名、借手17名です。この18件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 はい。有難うございます。それでは、農用地利用集積計画の合意解約についてご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声あり。)

議 長 無いようでございますので、報告とさせていただきます。続きまして利用権の設定についてご審議をお願いします。1番

〇〇番 委員 〇〇番です。借り手の方の住所が〇〇〇になっていますが、出身は私の近所で、耕作地はそこに1反あります。更新なので異議ございません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番です。2番から5番まで更新で、異議ございません。6番は姉妹間での貸し借りで異議ございません。7番は更新で、異議ございません。

議 長 はい、7番まで異議なしとの事でございます。続きまして、8番。

〇〇番 委員 〇〇番です。鉄骨ハウスでございます。カスミソウ等花を植えていたがうまく行かず、今回〇〇〇〇が借りてイチゴや野菜を作ります。野菜は主にレストランで使います。以上です。異議ございません。

議 長 はい、9番。

〇〇番 委員 〇〇番です。この件は先程の合意解約で出ていた分でございますが、〇〇〇〇さんに借りていただいていたのですが、今年の作柄があまりにも多くて手が回らないので、何とかして欲しいということになりました。ということで、この〇〇〇〇さんは隣接の方でございますが、何ら問題ありません。

(〇〇番委員退席)

議 長 はい、10番。

〇〇番 委員 〇〇番です。10番11番とも、異議ありません。

(〇〇番委員着席)

- 議 長 はい、12番。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。この方は親戚でありますので異議ありません。
- 議 長 はい、13番。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。この方は先程合意解約した方で、代わりに借りるという事で異議ございません。
- 議 長 はい、14番。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。担当は〇〇番ですが、今日は所用のため出席できません。14番15番16番18番、異議ないとの事であります。
- 議 長 はい、続きまして17番。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。17番について異議ございません。
- 議 長 はい、以上18件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。  
それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の会議録署名委員に、19番の横尾泰行委員さん、20番の小山茂廣委員さん、よろしくお願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第4条申請について、議案第3号農地法第5条申請について、議案第4号農地の形状変更願について、議案第5号買受適格証明願（農地法第3条）について、議案第6号農地等売渡あっせん申出について、報告第1号農地法施行規則第32条第1項第1号による届出について、報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知について、報告第3号農地使用貸借の合意解約通知について、を上程させていただきます。それでは関連がございますので、報告第2号から事務局の説明をお願い申し上げます。
- 松平 主査 10ページをお願い申し上げます。報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は591㎡、他1筆、合計面積759㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は平成25年8月10日です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は1,001㎡、他1筆、合計面積1,619㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は平成25年8月10日です。農地法第18条第6項の規定による通知、以上2件報告申し上げます。
- 議 長 ありがとうございます。只今の報告第2号について、ご意見、ご質問ございませんか。
- (なしの声あり。)
- 議 長 ないようでございますので、報告第2号、報告とさせていただきます。続きまして、報告第3号農地使用貸借契約の合意解約通知について事務局の説明をお願い申し上げます。
- 松平 主査 11ページをお願い申し上げます。報告第3号農地使用貸借契約の合意解約通知です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、

- 現況は畑、面積は634㎡、他2筆、合計面積2,253㎡、貸人は○○○、○○○○、借人は○○○、○○○○、使用貸借の合意解約をした日は農地法第5条申請の許可日です。理由は、店舗の用地として賃貸借契約を行うためです。農地使用貸借契約の合意解約通知、以上1件報告申し上げます。
- 議 長 ありがとうございます。只今の報告第3号について、ご意見、ご質問ございませんか。  
(なしの声あり。)
- 議 長 ないようでございますので、報告第3号、報告とさせていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。
- 松平 主査 1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿、現況共に畑で、面積は281㎡、他3筆、合計面積5,874㎡、譲渡人は○○○、○○○○、譲受人は○○○、○○○○、贈与です。営農計画書が添付されておりまして梅を作られるそうです。2番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿、現況共に畑で、面積は181㎡です。譲渡人は○○○、○○○○、譲受人は○○○、○○○○、贈与です。3番については取り下げとなりました。以上2件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
- 議 長 有難うございます。第3条申請の2件、逐条審議をお願い申し上げます。  
1番
- 番 委員 ○○番です。これは○○○○さんの物件ですが、今日は出席できないので、贈与で問題ないと連絡ありましたので、報告させていただきます。
- 議 長 はい、2番。
- 番 委員 ○○番です。2番について異議ございません。
- 議 長 はい、3条申請2件とも異議なしとのこと。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第2号農地法第4条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。
- 小倉 係長 2ページをお願いします。議案第2号農地法第4条申請です。1番、土地の所在は、○○○字○○○○、地目は登記簿が畑、現況は雑種地、面積は181㎡です。所有者は○○○、○○○○、使用目的及び規模は、資材置場181㎡です。着工日、工事期間は許可の日より1ヶ月以内、農用地の内外は用途外です。隣接同意はあり、水利同意は不要です。始末書が添付されており、その内容は、この度、農地法第4条第1項の規定による許可申請書を提出するにあたり、関係機関の許可を受けずに造成作業を進行・完成させたこと誠に申し訳なく深くお詫びいたします。当該農地は、平成17年10月10日売買による所有権移転を行い、農地として保有してお

りましたが、実家である〇〇店の営業が多忙を極め、加えて、原石や二次製品を購入した際に、これらの資材置場が手狭になったため、急遽、造成を行った次第であります。事前に、関係法規に基づく許可を受けてから事業を始めなくてはいけないことに気がつかず、造成事業を行ってしまったことを深く反省いたしております。これからは、関係法規を遵守してこのようなことのないよう努めます。どうか寛大な処置により、ご許可いただきますよう切にお願いいたします。というものです。この土地は、過疎化の山村区域にあり、山間にある小集団の農地で、第2種農地です。以上1件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第4条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

- 議 長 はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を賜りたいと思います。1番
- 〇〇番 委員 〇〇番です。9月6日に愛須局長、松平主査、〇〇委員さんで現地調査を行いました。調査案件は4条申請1件、5条申請11件、形状変更願3件でした。この4条申請は資材置場というよりも中庭的なものでした。始末書も付いており異議ないものと思います。
- 議 長 はい、有難うございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。先月の初めに申請人から電話がありまして、休耕畑を購入して資材置場を作りたい。口契約は出来たのですが、どうしたら良いかと相談がありまして、それは農地法第5条の申請をして、許可をとってからでないと所有権移転も転用も出来ないと説明し、隣接農地の同意が要ると説明をしておりました。後日、付近の土地を調べておりましたところ、当該土地が隣接する事になっており、農地なのに事前に着工して完成しているという事であります。先の5条の申請はさておき、この4条を先に片付けられないかということでこの申請になった訳です。この4条に隣接する農地が2筆ありまして、1筆は先程の5条の話にありまして、もう1筆は購入の約束は出来ていますが所有者の方で相続が発生しているため、相続登記を済ませてから話を進めるという事になっておりまして、この付近の農地はすべて〇〇〇〇さんが購入するという約束が出来ているようでありまして、排水の処理等について、現状は完成されておられませんけども、早く処理するようにと指示をしておりますので、本件については異議ありません。
- 議 長 はい、議案第2号農地法第4条申請1件異議なしとの事でございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第3号農地法第5条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。
- 小倉 係長 3ページをお願いします。議案第3号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は634㎡、他2筆、合計面積2,253㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇です。使用目的及び規模は店舗1棟4,208.64

m<sup>2</sup>、駐車場180台他です。着工日、工事期間は許可の日より1年以内、農用地の内外は用途外です。隣接同意は隣接5名のうち1名の同意が出ておりません。経過報告書が出ていますので説明いたします。隣接同意をもらえていない〇〇〇〇様と〇〇〇〇の交渉の経過報告を9月9日に提出がありましたので、説明いたします。〇〇〇〇の土地仲介者であります、〇〇〇〇は、平成24年10月30日に〇〇〇〇と共に事業説明の説明をしたい旨の文書を発送し、それから交渉を重ねて、今年5月に同意書に押印をお願いしたところ、〇〇〇〇様から目的、設計、造成工事3つの要望が出されました。1つ目の目的は、隣接する〇〇〇〇様所有地の環境（水路、里道、湿度、日照、美観等）を現在より悪くしないこと、として、開発地からの排水対策、湿気、空き缶等を投げ入れられない、風通しの妨げにならないようにと要望があり、それに対して〇〇〇〇は開発地内の新設箇所にはU字溝を整備し排水処理対策をし、湿気がよどまないように境界より50cm空き地を確保するとか、高さ1.5mのフェンスを設けゴミの投げ入れを防ぎ、メッシュフェンスにして風通しの妨げにならないようにするなどの回答をしております。2つ目の造成、建築の設計について、里道は農作業の支障のないよう、用水路は明確に確保され、掃除の出来る構造で、開発地の排水等が流入しない構造にすることと要望があり、それについても、里道は現状のままとし、用水路は専用管で敷地内に密閉型のマンホールを設置して施設内の流水が無く掃除を行えるように配慮すると回答しています。最後の3番目に、造成工事については、境界は地籍調査結果に基づくこと、工事は境界には触れないことと要望があり、地籍調査の結果に基づいた境界とし、境界には触れないよう空き地を確保すると回答をした結果、6月9日に〇〇〇〇様から隣接地・環境をより悪くしないという目的に同意しておられるものと受け止めます。この結果を図面で送付いただけますか連絡があり、図面を送り7月8日に同意書に押印をお願いしましたが、その後も、里道及び用水路の図面を送って欲しい等いろいろと要望を出され、9月5日現在で同意書に押印をいただけていない状況であると時系列で経過を記載され、最後に、〇〇〇〇として交渉経過をまとめておりますので読み上げます。弊社としましては、今までの説明のやりとりで、〇〇〇〇様は出店にあたり反対等の意見が無いと考えております。今後とも〇〇〇〇様の同意書をいただく努力を続けていく所存ではございますが、現時点では〇〇〇〇様の同意書の取得は相当時間がかかるものと考えております。オープン時期も決定しており、時間が多大にあるものではありませんので、〇〇〇〇様の同意書にかえ、報告書とさせていただきます。今後御庁にご迷惑がかからないよう、弊社で責任をもって対処いたしますので、何卒、よろしくお取り計らい願います。と平成25年9月5日〇〇〇〇と、経過報告書をいただいております。水利同意はあります。賃貸借20年間設定され、開発敷地面積11,653.76m<sup>2</sup>、農地面積11,472m<sup>2</sup>です。この土地は、都市計画用途地域内（第一種住居地域）にありますので、第3種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は1,084m<sup>2</sup>、賃貸人は〇〇



○、○○○○、賃借人以降は1番に同じです。3番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は591㎡、他1筆、合計面積759㎡、賃貸人は○○○、○○○○、賃借人以降は1番に同じです。4番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は178㎡、他1筆、合計面積1,612㎡、賃貸人は○○○、○○○○、賃借人以降は1番に同じです。5番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は525㎡、他1筆、合計面積1,914㎡、賃貸人は○○○、○○○○、賃借人以降は1番に同じです。4ページをお願いします。6番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は614㎡、賃貸人は○○○、○○○○、賃借人以降は1番に同じです。7番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は1,209㎡、賃貸人は○○○、○○○○、賃借人以降は1番に同じです。8番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は614㎡、他1筆、合計面積908㎡、賃貸人は○○○、○○○○、賃借人以降は1番に同じです。9番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は571㎡、賃貸人は○○○、○○○○、賃借人以降は1番に同じです。10番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は548㎡、賃貸人は○○○、○○○○、持分2分の1、○○○、○○○○、持分2分の1、賃借人以降は1番に同じです。5ページをお願いします。11番、土地の所在は○○○字○○○○、地目は登記簿、現況に畑、面積は1,879㎡、他2筆、合計面積2,980㎡、譲渡人は○○○、○○○○、譲受人は○○○、○○○○、使用目的及び規模は山林2,948㎡、駐車場32㎡です。着工日、工事期間は許可の日より1年以内、農用地の内外は平成25年6月25日に農用地区域から除外しています。隣接同意はあり、水利同意は不要です。この土地は、過疎化の山村区域にあり、山の上の集落にある段々畑の農地である為「生産性の低い農地」で、第2種農地です。以上11件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件には該当していないと判断します。5条申請11件ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議 長

はい、有難うございます。1番から10番までの○○○の転用についても少し内容を頭に入れていただくために、前に図面を用意していますので説明お願いできませんか。一名の同意が得られていない事も含めて説明お願い申し上げます。

愛須 局長  
議 長

転用計画及び同意が得られていない経過について、図面を利用して説明。はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を賜りたいと思います。先に○○○の物件だけ審議させていただきたいと思ひますので、1番から10番までをお願いします。

○○番 委員

○○番です。○○○の西側の農道と水路ですけれども、現在2m弱の農道を3mに拡充し1mの水路を新設するようでは便利さも良くなると思ひます。○○○○の方からも近隣の市町村からも便利になるので来客が見込め、地域住民の○○○○の調達が便利になり、また雇用も有ろうし、貢献度があ

- がるであろうと思われる。排水も〇〇〇と水路へ半々くらいで流すということで、4名の隣接同意もあり、異議ないものと思われます。
- 議 長 はい、有難うございました。それでは地元委員さんの意見を賜りたいと思います。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。現地調査委員さんの報告や事務局の説明のとおりで、埋立てに関しては周辺農地への影響は別の問題ないと思うんですけども、先程の隣接同意のことで〇〇委員さんから意見ををお願いします。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。この件に関しては、個人ではなく一円の田園地帯を〇〇〇地域と申されまして、〇〇〇の昔の先人が地域の道路や水路等青写真を描いている訳です。〇〇〇〇が来るので、丁度いい機会や、この際に田圃の曲がったやつも真直ぐにして道路も拡幅して、水路も〇〇〇〇が造成するのと同時にしたら安くなるので区の皆さん喜んでくれるんでということで、問題ないと思いますが、今、〇〇〇〇さんが同意書を得られてないのは大変辛いと思っておるんですけども、将来、田を作りたいので水路を確保して欲しいとか、ゴミが入らないようにして欲しいとかの要望は、十分吟味してからでないといけないが、経過報告書での〇〇〇〇の回答では問題がないように思うんですけど、〇〇〇〇さんは応対してくれず、要望等は文書でのやりとりなので中々進まない状況です。また、農地を守るのも大切ですが、農地の有効活用等、立地条件によっては農家所得をあげるのも大事だと思います。
- 議 長 有難うございました。この転用について、内容なり状況を分かっていたかと思えます。皆さんからご意見ご質問ございませんか。許可を出すポイントはいくつかあると思うんですが、一つは5人の内1人の隣接の同意がないのですがご意見ないですか。〇〇委員長ご意見ないですか。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。〇〇委員さんからの説明をいただいたんですけども、残る農地が大変不便になるというなら農業委員として通す訳にはいかないと思うんですけども、周辺の水路とか道が良くなるのであれば許可相当ではないかと思えます。ただ、経過報告書を読まさせていただく中で、この方に対して農業委員会の判断の理由がきちっと説明できるようにしていただけたらと思います。
- 議 長 他にございませんか。この問題を見ていくと、〇〇〇〇さんの言うように再生可能な農地であるので守っていかないとあかん部分もあるかと思えます。ただし、その部分については、用水路も確保できている、また約1年間に亘って〇〇〇〇も誠意を持って対応しているという事も含めて、地域全体から見ても〇〇〇〇さんが申されましたように、農地は転用しますけども、その収益によって地権者の方の他の農業が経済的に発展するという部分もあるのも、農地法の農家を守っていくという部分の判断も出来るかと思えます。そういう部分も含めて地域発展、それから今までの〇〇〇〇の努力、今後とも、この報告書にありますように要望していくという粘り強いこともあります。そういうことも含めて総合的に我々が判断していくことになるんですけども、この場合、一人の同意はないですけども、やはり局長も言われましてように、今後とも〇〇〇〇がこういう誠意を持って

続けていくと、あとオープンの時期もいろいろな許可を通して、ある程度、いつまでもとは行きませんので、我々としては私といたしましても、今後とも粘り強く隣接同意をもらえるように努力をすると意見書も付けて、県の方へ許可相当として進達したいと思うんですけども、どうでしょう、それでよろしいでしょうか。

委員 全員  
議 長

異議なし。

それでは、意見を付して許可相当という事で進達したいと思えますのでよろしくお願ひしたいと思えます。続きまして11番の現地調査の代表委員のかたの所見を賜りたいと思えます。

〇〇番 委員

はい、〇〇番です。現申請地は、現在、山林、駐車場で、栗林というか山林というか、異議ございません。

議 長

はい、有難うございます。それではご審議をお願いします、11番。

〇〇番 委員

〇〇番です。今言われたように、南東向きの大変見晴らしのよい高台にあって別荘地となっております。そこへ散策道を付けて、自然を楽しむ自然園にしたいようです。異議ございません。

議 長

はい、議案第3号農地法第5条申請1番から10番までは許可相当という事でご了解いただきました。11番につきましても異議なしとの事でございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員  
議 長

異議なし。

はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第4号農地の形状変更願について事務局の説明をお願い申し上げます。

小倉 係長

6ページをお願いします。議案第4号農地の形状変更願です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は1,568㎡です。申請人は、〇〇〇、〇〇〇〇、理由は、盛土にして梅畑にしたい。着工日、工事期間は許可の日より1年以内、隣接同意、水利同意共にございます。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は556㎡です。申請人は、〇〇〇、〇〇〇〇、理由は、盛土にして野菜畑にしたい。着工日、工事期間は許可の日より1年以内、隣接同意、水利同意共にございます。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は978㎡です。申請人は、〇〇〇、〇〇〇〇、理由は、盛土にして梅畑にしたい。着工日、工事期間は許可の日より1年以内、隣接同意、水利同意共にございます。以上、農地の形状変更願3件、ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議 長

はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を賜りたいと思えます。1番。

〇〇番 委員

〇〇番です。1番の〇〇〇の物件です。〇〇〇〇から東へ100mにあり、田とありますが休耕田です。周りは東側が畑で南側は宅地、西側も宅地で北側は市道です。その間に50cm位の水路が北側と西側に2方ありまして、50cm位盛土して梅畑にしたいという事で、周囲の同意もありますし、水利同意もありますので、問題ないかと思えます。2番の〇〇〇の物件です。これば〇〇〇〇北へ150mの所にありまして、現在はサトイモからオクラなどの野菜を作っております。現地は沼地となつてましたため

水が溜まって作りにくそうです。東側に自分の宅地がありまして、南側に畑、西側に田があり、北側に道路があり、その間に1 m位の水路があり、そこへ水が流れるようになっていきます。ここも50 cm盛土して畑にしたいという事ですが、市道まで1 mくらいあるので、もっと盛土しても良いとは思いますが。隣接も同意もあり、水利同意もあるので問題ないかと思えます。3番の〇〇〇の件です。これは〇〇中学校より北へ300 mの県道沿いにありまして、現在は田で稲を作っています。東側が梅畑で南側は田です。西側は県道でその間に水路もあり、北側は田です。ここは70 cm盛土して梅畑にしたいという事で、隣接も同意もあり、水利同意も有るので問題ないかと思えます。以上です。

- 議 長 はい、有難うございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。この方は2、3年前にお父さんが亡くなられまして、それまでは稲を作っておったんですけども、他の人に頼んでやって貰って、この方が定年退職になって、するとしたら梅だったら動墳と小さい機械でいくしと言うような格好で言われました。何も異議ありません。
- 議 長 2番。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。現地調査委員さんの報告どおり、〇〇〇〇さんとかに野菜を出荷しています。異議ありません。
- 議 長 3番。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。3番について異議ありません。
- 議 長 はい、議案第4号農地の形状変更願3件とも異議なしとの事でございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第5号買受適格証明願（農地法第3条）について事務局の説明をお願い申し上げます。
- 松平 主査 7ページをお願いします。議案第5号買受適格証明願（農地法第3条）です。1番、土地の所在が〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は2.95㎡、他2筆、合計面積5,047.95㎡です。競売に付される土地の所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、入札期間は平成25年9月27日から10月4日です。営農計画書が添付されておりまして梅を作られるそうです。買受適格証明願（農地法第3条）以上1件、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。
- 議 長 はい、有難うございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。競売の物件の入札を機に〇〇〇〇さんと営農されるという事で営農計画書がございます。面積も5反という条件を充たしておりますので、異議ございません。
- 議 長 はい、議案第5号買受適格証明願（農地法第5条）1件異議なしとの事でございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第6号農地等売渡あっせん申出について事務局から説明をお願いします。

小倉 係長 8ページをお願いします。議案第6号農地等売渡あっせん申出です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は273㎡、他に1筆ございまして、合計面積1,074㎡です。作物は紅ハッサク、梅で10アール当たり収穫量は合計2,000kg、希望価格は全体で100万円です。所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,277㎡、他に1筆ございまして、合計面積4,340㎡です。作物は梅で10アール当たりの収穫量は合計6t、希望価格は全体で400万円です。所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。農地等売渡あっせん申出、以上2件ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議 長 はい、それでは地元委員さんの状況説明をお願い申し上げます。1番  
〇〇番 委員 〇〇番です。〇〇〇〇さんの園地の状況は、〇〇〇〇より100m入った農道にありまして、南東向きで紅ハッサクが植わっている所が3段位の段々畑で、梅畑も4段位で狭い段もあるんですけども、一番高い段が広い、そういう所でモノラックもありませんでした。それから2番の〇〇〇〇さんの園地で、ここは市道が畑の下側と上側の2箇所にはさまれていまして、幅が100m前後あるんですけども、それがぐるりと尾を越えて南東側まであるんですけども、それが〇〇〇〇の1反2畝部分の南東向きの畑です。〇〇〇〇の3反は北西向きの、2筆は続いているんですけども字が〇〇〇〇と〇〇〇〇になっていますが1枚の畑です。〇〇〇〇側の畑からモノラックが中をずっと続いているという、そういう状況です。

議 長 はい、ありがとうございます。議案第6号につきまして、あっせんする事に異議ございませんか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、あっせん委員さんを私の方から指名させてもらってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、1番の物件につきましては、〇〇〇〇委員さん、それから〇〇〇〇委員さん、隣接地で〇〇〇〇委員さん、よろしくお願ひ申し上げます。続きまして2番の物件ですけども、これも今説明いただきました、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、隣接地で〇〇〇〇委員さん、お手伝いの方よろしくお願ひ申し上げます。はい、それでは続きまして、報告第1号農地法施行規則第32条第1項第1号による届出について、事務局のご説明をお願い申し上げます。

小倉 係長 9ページをお願い申し上げます。報告第1号農地法施行規則第32条第1項第1号による届出です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は507㎡、届出人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は農業用倉庫69.7㎡、転用面積は76.7㎡です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は1,991㎡、届出人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は農道187.

- 8㎡、転用面積は187.8㎡です。農地法施行規則第32条第1項第1号による届出、以上2件報告申し上げます。
- 議 長 ありがとうございます。只今の報告第1号について、ご意見、ご質問ございませんか。  
(なしの声あり。)
- 議 長 ないようでございますので、報告第1号、報告とさせていただきます。はい、それではその他の案件でございます。8月の県の農業会議に提出をいたしました5条6件につきましてすべて無事答申されましたことをご報告申し上げます。続きまして、地籍調査の結果について事務局から説明申し上げます。
- 小倉 係長 田辺市本宮町湯峯、久保野、下湯川、大居の地籍調査の結果について本宮行政局地籍調査係から協議があり、地元委員に確認済みであることを報告しますので、ご了承をお願いします。
- 議 長 はい、只今の報告につきまして、ご意見ご質問ございませんか。  
(なしの声あり。)
- 議 長 ないようでございますので、報告とさせていただきます。続きましてお手元の資料3について、太陽発電設備等についての農地転用許可の取り扱いについて局長から説明をさせていただきます。
- 愛須 局長 営農継続型太陽光発電設備等についての農地転用許可の取り扱いについて説明。耕作放棄地面積の説明。
- 議 長 只今の説明について、ご意見ご質問ございませんか。また、太陽光発電についての問い合わせ等ございましたら、事務局へ問い合わせいただければと思います。続きまして、9月17日に毎年の事でございますけれども、農業委員の県の研修会がございますので、この事について説明をさせていただきます。
- 愛須 局長 9月17日火曜日午後1時30分から上富田文化会館で開催される農業委員研修会の連絡。
- 議 長 17日の1時30分、上富田町文化会館でという事で、よろしくお願いを申し上げたいと思います。それから、今月の4日から農地パトロールという事で、各地区皆さん方にお世話を願って、パトロールしてもらっております。また、引き続き12日18日20日と続けてありますので、大変お忙しい中ご苦勞様でございますけれども、耕作放棄地の基礎資料にもなるかと思っておりますので、ご尽力の程よろしくお願い申し上げます。予定をしておりました案件は以上でございますけれども、皆さん方から何か、何でも結構ですご意見ご質問ございませんか。
- 松平 主査 農地を借りたいと依頼がありました。農地を貸したいという情報があれば、事務局まで連絡をお願いします。
- 議 長 農地を借りたいという人がいるという事で、また、ございましたら5反から1町位という事でございますけれども、地元でも言われているかとも思うんですけれども、また一つよろしくお願います。それでは、長時間に亘りまして慎重にご審議いただきまして有難うございました。本日はこれで終了いたします。有難うございました。

午後 3 時 5 2 分終了

以上会議の顛末を記しその確認を証するため下記に署名する。

1 9 番委員

2 0 番委員

議 長